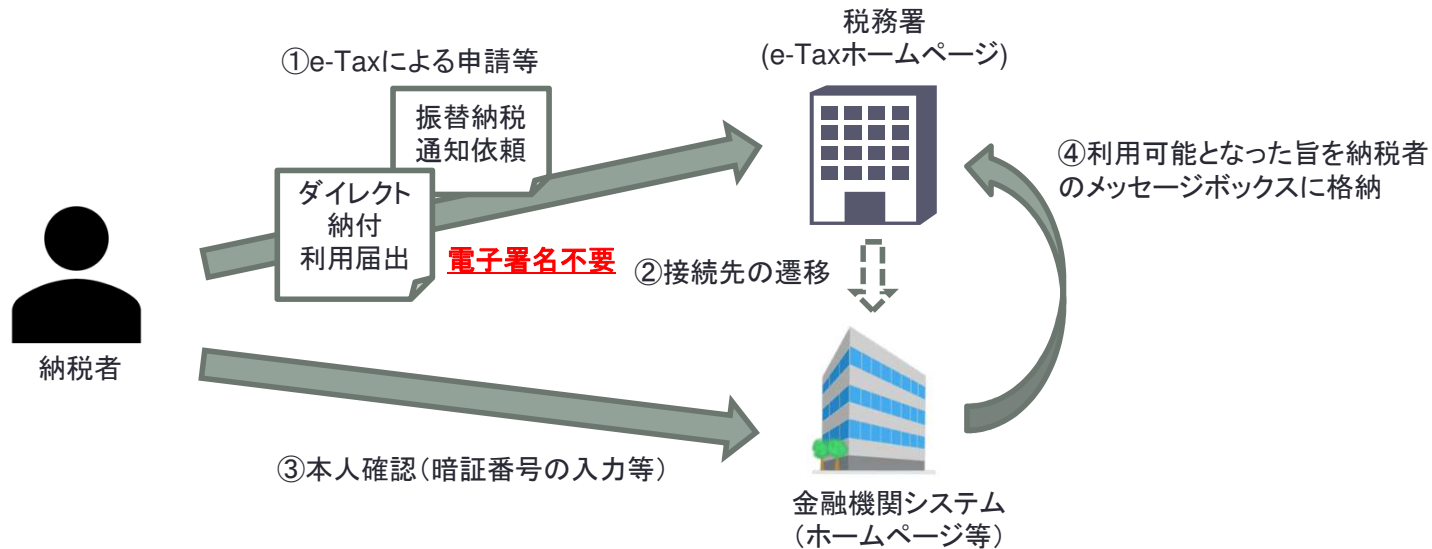


その他 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

1. 改正の概要

電子的入力による暗証番号等の確認など、金融機関において印鑑照合を要しない本人確認の仕組みが整備されてきたことから、納税者の利便性向上及び税務事務の効率化を図るため、振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことを可能とする。

注 e-Taxによる申請等を行う際には、金融機関における本人確認を踏まえ、申請者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。



2. 適用時期

2021年(令和3年)1月1日以後に行う申請等について適用する。

3. 今後の注目点

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出をe-Taxにより申請等する場合に、税理士等が代理で申請等を行うことが可能になるか。